

訴 状

平成 30 年 1 月 19 日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 西 口

誠

外 13 名



〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

原 告 特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

上記代表者理事 杉 浦 市 郎

上記訴訟代理人弁護士 別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

〒464-0848 名古屋市千種区春岡一丁目30番9号

被 告 宗 教 法 人 薬 師 寺

上記代表者代表役員 大 峠 泰 正

不当条項使用差止等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、永代納骨に関する契約を締結するに際し、「キャンセルの際、ご返金はできません。」等、同契約が解除される時期にかかわらず、

被告が既に受領した金銭を一律に返還しないとする条項を含む意思表示を行ってではない。

- 2 被告は、前項記載の条項が記載された書面を破棄せよ。
- 3 被告は、その職員らに対し、被告が第1項記載の条項を含む意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の書面を破棄すべきことを指示せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

(1) 原告は、平成22年4月14日、消費者契約法13条に基づいて内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体である(甲1)。

(2) 被告は、法人登記によると、「一畑薬師瑠璃光如来を本尊として、大本山妙心寺開山無相大師の法統を継承しその洪範に則って、臨済宗妙心寺派の教義をひろめ、所依の儀式及び行事を執行し、衆庶をして安心立命を得さしめんがためその他この寺院の目的を達成するため(財務その他)の業務を行うこと」を目的とする宗教法人である(甲2)。

被告は、<sup>いちほたさん</sup>一畑山薬師寺(愛知県岡崎市藤川町字王子ヶ入12番地44に岡崎本堂が、名古屋市千種区春岡一丁目30番9号に名古屋別院がある。)を営んでいる。

### 2 被告が契約の締結に際して不返還条項を含む意思表示を行っていること

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、一畑山薬師寺における永代納骨に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結するに際し、「キャンセルの際、ご返金はできません。」という条項(以下「本件不返還条項」という。)を含む下記の「永代納骨のご案内」(甲3)を用いて意思表示を行っている。

記

『Believe Your Heart』

KCHIHATANAN  YAKUSHUJI

## 永代納骨のご案内

当山では、ご先祖様、故人様、水子様のお骨をお預かりし、本堂地階の観音堂、瑠璃光殿に安置させていただき、永代供養すなわち永久に、ご供養させていただきます。

記

- 宗旨・宗派は問いません。どなた様でも、ご納骨していただけます。
  - 生前予約も受付しております。
  - 檀家になる必要はありません。
  - 管理料、寄付金等は一切ございません。
  - 分納支払い可能(5年以内)。頭金1万円で場所確保可能。  
お早めにお申込み下さい。(安楽納骨、樹木葬は1年)
  - キャンセルの際、ご返金はできません。
- 《特典》年に一回、ご供養される月の永代供養祭(毎月一回厳修)にご招待させていただきます。(安楽納骨、樹木葬は除く)  
ご出席の皆様には、おとき(お食事)をご用意させていただき、御霊泉(温泉施設)にご入泉いただけます。
- 当山は現在、将来にわたり反社会的勢力または反社会的勢力と交友関係にある者の法要・納骨・位牌は一切お断りいたします。

臨濟宗 妙心寺派 一知山薬師寺

No	位置			—	—
フリガナ					
お名前	TEL — —				
フリガナ					
ご住所	〒				
フリガナ 戒名(法名)					
ご供養月	月	連絡	要・不要		
種別(金額)	観音堂・観音堂内・瑠璃光殿(胎内・極楽・壇・安楽・樹木) ¥				
霊位数	霊	位牌			
入金履歴					完納印
備考					

※暴力的な要求・脅迫的な言動・暴力行為をした者は、ただちに法要・納骨・位牌を当山より退去していただきます。(永代供養料・法要料等のご返金はできません。)

なお、上記「永代納骨のご案内」は、上半分は、本件契約について定型的に定められた契約条項等が記載されており、約款としての性質を有するものと解されるが、下半分は、本件契約の申込書となっている（このように両方の性質を有していることから、上記「永代納骨のご案内」のことを、以下「ご案内兼申込書」という。）。

### 3 本件不返還条項は消費者契約法9条1号に抵触し無効であること

(1) 本件不返還条項は、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効である。

以下、詳述する。

#### (2) 本件契約の性質

本件契約は、申込者が、被告に対して、自己又は申込者が指定する第三者（以下これらを合わせて「契約者」という。）の死後、契約者のために半永久的に供養という事実行為を行うことを依頼し、これに対する対価として金員を支払うことを内容とするものであるから、事実行為を委託する準委任契約の性質を有するものと解される。

なお、本件契約の内容には、納骨堂の使用も含まれているが、これは、通常の用法での「使用」とは異なり（賃貸借契約のように、契約者自身が納骨堂を物件として使用するわけではない。）、永代供養の一環として、あるいは、永代供養を行うための手段として、遺骨を納骨堂に安置してもらっているにすぎないから、本件契約の本質は、あくまでも、前述のとおり、永代供養を目的とするものであると考えられる。

(3) 本件不返還条項は消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たること

本件不返還条項は、消費者契約法9条1号の「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たるといふべきである。

なぜなら、消費者が、消費者契約の解除に伴い、事業者から不当に損害賠

償等の負担を強いられることがないようにするという消費者契約法9条1号の趣旨からすると、消費者契約中のある条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であるかどうかは、その条項の文言のみではなく、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めたものとして機能する条項であるかどうかによって判断すべきであるところ（京都地裁平成15年7月16日判決判例時報1825号46頁，甲4），本件不返還条項は、解除をした場合に、申込者は既払金の返金を一切受けることができないという内容であり、実質的に見て損害賠償額の予定又は違約金を定めた条項といえるからである。

- (4) 本件不返還条項は永代供養が開始される前に解除しても一切返金しないものとなっていること

本件不返還条項は、解除の時期について、何の限定も付されていない。

したがって、本件不返還条項は、解除の時期にかかわらず、被告が既に受領した金銭を一律に返還しない旨を定めているものと解するよりほかない。

ところで、ご案内兼申込書によると、本件契約は「生前予約」をすることも可能とされている（甲3）（なお、「予約」の文言が用いられているが、本件契約は、前述のとおり、申込者が、被告に対して、契約者の死後、契約者のために永代供養を行うことを委託するものであり、申込みと承諾があった時点で契約そのものは成立していて、ただ、契約者の死亡が不確定期限となっているにすぎないものと解される。）。

本件不返還条項によると、「生前予約」がなされて、契約者が死亡する前に本件契約を解除する場合など、永代供養が開始される前に解除する場合であっても、申込者は既払金の返金を一切受けられないことになる。

- (5) 本件契約の性質からすれば、永代供養が開始される前に解除した場合に一切返金しないのは不当であること

前述のような本件契約の性質からすれば、契約者が死亡する前に本件契約

を解除する場合など、永代供養が開始される前に解除した場合に一切返金しないのは不当である。

なぜなら、永代供養が開始される前であれば、被告は、契約者に対する永代供養という本件契約における本質的な役務の提供を開始していないにもかかわらず、既払金を一切返金しないことで、その対価だけを全額取得することができることになり、有償契約の対価的均衡を著しく失うからである。

(6) 本件不返還条項は永代供養が開始される前の解除の場合であっても被告が既に受領した金銭を返還しない点で平均的な損害の額を超えるものであること

そもそも、永代供養が開始される前の解除の場合には、新たに申込者を募集すれば、被告には、何ら損害は生じないはずである（仮に生じるとしても、せいぜい納骨場所を確保していたことによる僅かな管理コストのみであると考えられる。）。

それにもかかわらず、永代供養が開始される前の解除の場合であっても、被告が既に受領した金銭を返還しないのは、明らかに平均的な損害の額を超えるものである。

(7) よって、本件不返還条項は、永代供養が開始される前の解除の場合であっても、被告が既に受領した金銭を返還しない点で、平均的な損害の額を超えるものであるから、平均的な損害の額を超える部分については、消費者契約法9条1号に抵触し、無効である。

4 原告が被告に対し消費者契約法41条1項に定める差止請求書を送付し到達していること

(1) 以上の観点から、原告は、被告に対し、平成29年3月22日、本件不返還条項を消費者契約法9条1号に適合するように改めるよう申入れをしたが、被告は、これに応じなかった。

(2) そこで、原告は、被告に対し、平成29年11月28日、消費者契約法4

1条1項に定める書面により、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、本件不返還条項を含む意思表示を行わないことなどを請求し(甲5の1)、同書面は、同月29日、被告代理人に到達した(甲5の2)。

(3)以上の事実から、被告は、今後も、本件不返還条項を含む意思表示を行うおそれがあるといわざるを得ない。

## 5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法12条3項に基づき、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、本件不返還条項を含む意思表示を行わないこと、本件不返還条項が記載された書面を破棄すること及び被告の職員らに対し、これらを指示することを求めて、本訴を提起する。

## 証 拠 方 法

甲第1号証	適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)
甲第2号証	履歴事項全部証明書
甲第3号証	「永代納骨のご案内」と題する書面(ご案内兼申込書)
甲第4号証	京都地裁平成15年7月16日判決
甲第5号証の1	差止請求書
甲第5号証の2	郵便物等配達証明書

## 附 属 書 類

1	訴状副本	1通
2	甲第1ないし第5号証の写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	資格証明書	2通
5	訴訟委任状	1通

(別紙)

原告訴訟代理人目録

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号三博ビル5階

名古屋第一法律事務所

電 話 052-211-2236      FAX 052-211-2237

原告訴訟代理人弁護士    荻原典子

同                              青山玲弓

〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目1番35号ハイエスト久屋2階

久屋大通法律事務所

電 話 052-961-3307      FAX 052-961-3308

同                              伊藤陽児

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目11番5号カピス丸の内9階

つかさ法律事務所

電 話 052-219-8217      FAX 052-219-8218

同                              鋤柄 司

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目2番7号丸の内弁護士ビル203号

牧野法律事務所

電 話 052-204-1260      FAX 052-204-1261

同                              牧野 一 樹



〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目5番35号弁護士ビル801号

竹之内智哉法律事務所

電話 052-955-8123 FAX 052-955-8124

同

竹之内 智 哉

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目15番34号第16KTビル6階

まどか総合法律事務所

電話 052-253-8471 FAX 052-951-7717

同

西 森 由紀子

〒453-0832

名古屋市中村区乾出町二丁目7番地正和ビル2階

なかむら公園前法律事務所

電話 052-486-7388 FAX 052-486-7389

同

松 澤 良 人

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目8番10号ISH丸の内ビル7階

ゆい綜合法律事務所

電話 052-959-5536 FAX 052-959-5537

同

平 野 憲 子

〒491-0842

愛知県一宮市公園通三丁目30番6号

弁護士法人公園通法律事務所

電話 0586-26-6266 FAX 0586-26-6268

同

武 川 真 弓

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目14番20号ザ・スクエア7階S7

アール・イー綜合法律事務所

電話 052-223-1777 FAX 052-223-1776

同 岩城善之

〒460-0002

名古屋市中区丸の内一丁目2番11号ロマスビル5階

きしもと法律事務所

電話 052-209-5526 FAX 052-209-5527

同 岸本博道

〒460-0002

名古屋市中区丸の内二丁目18番22号三博ビル8階

宮道佳男法律事務所（送達場所）

電話 052-203-1090 FAX 052-201-7429

同 西口誠